

議案第144号

さいたま市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市国民健康保険条例の一部を改正する条例

さいたま市国民健康保険条例（平成13年さいたま市条例第185号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(罰則) 第12条 世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、 <u>又は虚偽の届出をした</u> ときは、10万円以下の過料に処する。	(罰則) 第12条 世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、 <u>又は同条第3項若しくは第4項の規定による被保険者証の返還の求めに応じない</u> ときは、10万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。